

# ご 案 内

【受取場所】 **利用可能時間：8時～20時まで**

住所：岐阜県岐阜市早田東町8丁目7番地

上記のレンタルスペースにテントサウナセットが入っていますので、  
ご利用日当日8時以降に、上記場所からピックアップして下さい。

**※受取方法については、利用日前日の20時までにInstagramのDM  
にてお知らせ致します。**

## 利 用 規 約 ※ 必 ず ご 一 読 下 さ い 。

※サウナ終了後、サウナストーブに直接水をかけますと、急激な温度の変化で変形致しますので、薪が燃えきって熱くなくなるまで放置して下さい。その後、中の薪の灰を捨ててから返却をお願い致します。変形して利用できなくなった場合は、弁償して頂きます。

※テントサウナ設置後、必ず四つ角に固定杭を刺して固定して下さい。風で飛び、火事に繋がる可能性がございます。

① レンタル期間は、利用申込みの際に、ご指定いただいた、用品のご利用開始日から、ご利用期間終了日（返却手続完了）までの期間となります。万が一、お客様のご都合でご利用開始日を過ぎてレンタル用品をお受取りになった場合であっても、レンタル期間を変更することはできないものとします。また、お客様のご都合で利用日が終了した場合もレンタル料金は全額をお支払いいただきます。

② 利用者に対し、レンタル用品を指定する場所においてご利用開始日に引渡し、利用者はレンタル用品を期間終了日に返却手続きを完了（当社の指定する返却方法にて引渡しを行う。）するものとします。

2 利用日にレンタルスペースにて用品の内容、形状、数量等に関してご確認ください。その時点で、利用困難な程度の破損など、こちらの責任で何らかの問題が生じている場合には速やかに対応するものとします。ただし、当サウナセット1セットのみのご用意しかございませんので、代替品はございません。利用困難の場合、レンタル代をご返金する事で、こちらは一切の責任を逃れるものと致します。また、レンタル料等以上の返金は請求いたいただくことができません。

3 利用者の破損については、当社は一切の責任を負いません。

4 用品のお受け取りから24時間以内に利用者からのご連絡がない場合、その用品は正常なものと判断しそれ以降のクレームは受付けないものとさせていただきます。

- ③ 利用者がレンタル用品使用にあたり以下の事由が生じた場合、当方は一切の損害賠償は致しません。・レンタル用品の使用、設置、保管によって生じた事故の被害、又は第三者に与えた損害。
- ・レンタル用品がレンタル期間中に使用不可能になった場合の利用者の損害。
  - ・レンタル用品が、使用不能により利用者が発生した損害。
- ④ 利用者がレンタル用品を使用される際、利用者の使用上の不注意によって生じた損害については、当方は一切の責任を負いません。
- 1 利用者はレンタル用品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸等をしたりすることはできません。またレンタル用品を改装、改造することはできません。
  - 2 利用者には、レンタル用品の使用及び保管について、善良なる管理者による注意義務を負っていただきます。
- ⑤ 利用者は、レンタル用品をレンタル期間の終了日までに、当方指定の方法により、返却手続きを完了していただきます。
- 2 利用者はレンタル用品を受け取り時と同様な状態で返却することとします。著しい汚損があるものと当方が判断した場合には、別途利用者へ清掃料（クリーニング代等）を頂く事ができるものとします。
- ⑥ レンタル期間の延長をご希望される場合には、利用者がレンタル期間終了の前日までに必ず当方にInstagramのDMにて連絡をいただき、その上で当方の承諾があれば可能となります。連絡がない場合は、延長はできないものとします。延長可能となった場合には、当方が別途定める延長料金を頂戴いたします。延長不可の場合はレンタル期間終了日に速やかに返却手続きを完了をするものと致します。
- ⑦ 用品の延長が出来ない状況において、返却を遅延された場合等、返却が遅れることで、他の貸し出しが出来ず、当方が不利益を得る場合、その損害分を請求させていただきます。また、ご連絡なく延長された場合は延長料金の2倍をご請求させていただきます。利用者からレンタル期間満了日を過ぎて3日以上ご連絡がない場合や、利用者が本規約に違反した場合は、特段の通知、催告なくレンタル契約を解除することができるものとします。前項の場合利用者には直ちにレンタル用品を返却していただきます。契約解除後、当方がレンタル用品の返却を受けるまでの間は、延長料金相当額に違約金（延長料金と同額）を付加してお支払いいただきます。返却の見込みがないと当方が判断した場合は、延長料金、違約金とは別に用品再購入価格（当該価格については別途通知いたします。）をお支払いいただきます。
- ⑧ レンタル用品が利用者の責に帰すべき事由により紛失または損傷した場合、並びに、利用者が当方のレンタル用品に対する所有権を侵害した場合は（以下、「紛失・損傷等」といいます。）、会員は当方に対して、紛失・損傷等したレンタル用品の再購入代金または修理代金等当社が被った一切の損害賠償していただきます。また、レンタル用品の返却時に、セット内容の一部を忘れた場合、そのセットの一部が返却されるまで、当社料金表に基づくレンタル料金の30%をお支払いいただきます。なお、該当用品に別の利用者から予約が入っている場合等で、当該セットの他の貸し出しが出来ず、当方が不利益を得る場合には、その損害分を請求させていただきます。また、セットの一部でも紛失・損傷等された場合、用品再購入価格（当該価格については別途通知いたします。）をお支払いいただきます。